

国際的な人の往来再開に向けた新規入国にかかる査証申請手続きについて

令和2年10月1日

在ドミニカ共和国日本国大使館

9月25日、日本国政府は、10月1日から、ビジネス上必要な人材等に加え、順次、「留学」、「家族滞在」等のその他の在留資格も対象とし、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可することを決定しました（防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件とし、入国者数は限定的な範囲に留める）。

ドミニカ共和国籍の方が新規に日本に入国する場合には、渡航目的にかかわらず、査証が必要です。当館で査証申請の手続きができる方は以下の通りです。

対象者：ドミニカ共和国の国籍を有する方及びドミニカ共和国で合法的に長期滞在が許可されている方で、経由地で入国・入域許可を受けずに日本に到着する方となっています（空港内の乗り継ぎのみでも経由地で入国手続きが必要となる場合は、本措置は適用されません）。

また、日本入国に際しては、ドミニカ共和国出国（搭乗予定航空便の出発時刻）前72時間以内のCOVID-19に関する検査及び陰性証明の取得が必要となります（所定の様式を使用してください）。検査証明は、日本に到着後、原本又はその写しを入国審査官に対し提出してください。

日本入国後は、検疫所長の指定する場所（自宅など）で14日間待機し、国内において公共交通機関（電車、バス、タクシー、航空機国内線、客船等を含む）を使用しないよう要請しています。

必要書類：

ア 短期商用目的（文化・スポーツ交流等を含む。）

（ア）査証申請書（PDF）（顔写真貼付）

（イ）旅券

（ウ）申請人の在職証明書

（エ）招へい理由書（PDF）

（オ）身元保証書（PDF）

（カ）誓約書（「外国人レジデンストラック（PDF）」） 写し2通（注1）

（キ）質問票（PDF）

（ク）ドミニカ共和国の身分証明書 Cédula、Residencia 又はドミニカ共和国に合法的に長期滞在していることがわかる書類（長期滞在査証など）

（ケ）経由地で入国・入域許可を受けずに日本に到着することがわかる書類

①搭乗予定の航空便の明細。（予約・購入は必要ありません。）

②空港での乗り継ぎのみの場合には、入国・入国手続きが不要である旨の記述がある、経由地の政府または空港などの公式ウェブサイトのコピー等。

イ 中長期滞在目的(外交、公用目的、および「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」の場合はこの措置には当てはまりませんので、別途お問い合わせください。)

(ア) [査証申請書 \(PDF\)](#) (顔写真貼付)

(イ) 旅券

(ウ) 在留資格認定証明書

(2019年10月1日以降に発行され、有効期限の切れた在留資格認定証明書をお持ちの方は、日本側受入機関が「引き続き在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入が可能である」ことを記載した文書の提示が必要です。)

(エ) [誓約書 \(「外国人レジデンストラック \(PDF\)」\)](#) 写し2通 (注1)

(オ) [質問票 \(PDF\)](#)

(カ) ドミニカ共和国の身分証明書 Cédula、Residencia 又はドミニカ共和国に合法的に長期滞在していることがわかる書類(長期滞在査証など)

(キ) 経由地で入国・入域許可を受けずに日本に到着することがわかる書類

①搭乗予定の航空便の明細。(予約・購入は必要ありません。)

②空港での乗り継ぎのみの場合には、入国・入国手続きが不要である旨の記述がある、経由地の政府または空港などの公式ウェブサイトのコピー等。

(注1) [誓約書](#)については、申請時に写し(原本をスキャンしてPDF化した電子データを印刷したもの等)を2部提出願います。1部は当館受領印を押印の上で返却させていただきますので、日本入国時に検疫官に提出願います。原本につきましては、受入企業・団体が対象者の入国後6週間保管し、関係省庁から求めがあった場合は提出願います。

その他

○審査は申請順に行われます。

○標準処理日数は設けられていません。

○査証手数料は、国籍によって異なります(ドミニカ共和国籍の場合は、RD\$1,390)。

査証引き取り時にお支払いください。

【問い合わせ先】

在ドミニカ共和国日本国大使館領事部

EMBAJADA DEL JAPÓN EN LA REPÚBLICA DOMINICANA

TEL 1-809-567-3365 FAX 1-809-566-8013

consul@sd.mofa.go.jp